社会福祉法人丹生学園理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

1. この規程は、社会福祉法人丹生学園(以下｢法人｣という。)定款第８条及び第２１条の規程に基づき、社会福祉法人丹生学園(以下｢法人｣　という。)の理事、評議員、監事(以下｢理事等｣という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

1. 理事長（非常勤）に対し、理事長報酬を支給する。支給額は月額１０万円とし、毎月２０日（支給日が銀行休業の場合は前営業日）に支給する。

２　　理事等の報酬は、日額６，０００円とする。ただし、地方公共団体の長その

他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

1. 理事等が、法人の職務を行うために旅行したときは、丹生学園旅費規程により、旅費を費用弁償として支給する。

(支給方法)

1. 法人等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、丹生学園旅費規程により、これを行うものとする。

1. この規程に定めるもののほか、理事等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項　は、理事長が別に定める。

　　附　則

　この規程は、平成２８年　４月　１日から施行する。

　この規程は、令和 ２ 年　４月　１日から施行する。

この規程は、令和 ４ 年　４月　１日から施行する。